

熊谷市監査委員公告第5号

令和4年度産業振興部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和6年3月26日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 新 島 一 英

令和4年度産業振興部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金出納簿に記入漏れや記入誤りが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第90条、第92条及び第103条に基づき適正に事務処理を行うべきである。 【商工業振興課、農業振興課】</p> <p>(2) 有機センター堆肥売払収入の現金の納入について、払込みが遅延していたものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【農業振興課】</p> <p>(3) 土地改良施設電柱等使用料について、納付書に納期限が記載されていなかったため、熊谷市会計事務規則第16条及び第21条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【農地整備課】</p> <p>2 支出事務 指摘事項なし。</p> <p>3 契約事務 熊谷市営本町駐車場維持管理業務委託について、契約書に定められている維持管理業務委託報告書、維持管理業務委託履行状況点検報告書により履行確認がされていなかったため、契約に基づき適正な履行</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金出納簿については、熊谷市会計事務規則に基づき、適正な事務処理に改めた。 【商業観光課・農業政策課】</p> <p>(2) 有機センター堆肥売払収入の現金の納入については、熊谷市会計事務規則第26条に基づき、適正な事務処理に改めた。 【農業政策課】</p> <p>(3) 令和5年度電柱等使用料の納付書については、熊谷市会計事務規則等に基づき、納期限を明記し送付した。 【農業政策課】</p> <p>3 契約事務 契約に基づいた維持管理業務委託報告書、維持管理業務委託履行状況点検報告書の報告を求めるよう改めた。 【商業観光課】</p>

<p>確認を行うべきである。 【商工業振興課】</p> <p>4 補助金 熊谷市多面的機能支払補助金（奈良広域協定分）について、実績報告書に文書収受がされていなかったため、熊谷市文書管理規程第8条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【農地整備課】</p> <p>5 負担金 指摘事項なし。</p> <p>6 財産管理 (1) 公印の備品登録漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第17条及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【商工業振興課、農業振興課】 (2) すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【商工業振興課】</p>	<p>4 補助金 令和4年度実績報告書については、熊谷市文書管理規程に基づき、収受印を押し、収受番号の記入、回議することで適正な事務処理に改めた。 【農業政策課】</p> <p>6 財産管理 (1) 指摘された公印について備品登録した。 【商業観光課・企業活動支援課・農業政策課】 (2) 課の統廃合に基づき、備品の移動があったので、実態に基づいた形に登録を修正した。 【商業観光課・企業活動支援課】</p>
--	--